

○経済産業省令第八十七号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十六 「略」</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）</p> <p>イ～ニ 「略」</p> <p>十八 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ アーク溶解炉、アーク再溶解炉又はアーク溶解鑄造炉で</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十六 「略」</p> <p>十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ～ニ 「略」</p> <p>十八 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ アーク炉であつて、真空中若しくは不活性ガス中で金属</p>

度の温度における引張強さが七〇〇メガパスカル未満のもの、又は一、〇〇〇度の温度において一〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を一〇〇時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが一パーセントを超えるものを除く。)により強化されたもの

- 1 酸化アルミニウム
- 2 けい素、炭素及び窒素

(二) 次の1及び2に該当する繊維により強化されたもの

- 1 次のいずれかの元素の組合せからなるもの
 - 一 けい素及び窒素
 - 二 けい素及び炭素
 - 三 けい素、アルミニウム、酸素及び窒素
 - 四 けい素、酸素及び窒素
- 2 比強度が一、七〇〇メートルを超えるもの

ニ セラミック複合材料であって、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

ホ ハ又は二のいずれかのものの製造に用いられるセラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (三) [略]
十三～十六 [略]

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品 (国際規格 ISO 三二九〇 (転がり軸受—軸受の部分品—

の)

1 比強度が一、七〇〇メートルを超えるもの

2 次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの

- 一 けい素及び窒素
- 二 けい素及び炭素
- 三 けい素、アルミニウム、酸素及び窒素
- 四 けい素、酸素及び窒素

(二) 次の1又は2からなる連続した繊維 (一、〇〇〇

度の温度における引張強さが七〇〇メガパスカル未満のもの、又は一、〇〇〇度の温度において一〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を一〇〇時間にわたって加えたときに、クリープ歪みが一パーセントを超えるものを除く。)により強化されたもの

- 1 酸化アルミニウム
- 2 けい素、炭素及び窒素

ニ セラミック複合材料であって、粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたものうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

ホ セラミックの材料となる前駆物質であって、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (三) [略]
十三～十六 [略]

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品 (国際規格 ISO 三二九〇 (転がり軸受—軸受の部分品—

転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード五以下の玉を除く。)

イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、日本工業規格B一五一四―一号で定める精度が四級以上のものうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ [略]

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。)

イ [略]

ロ フライス削りをするのできる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) [略]

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1〜3 [略]

[削る]

(三)・(四) [略]

ハ〜ヘ [略]

三十一 [略]

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路(モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路

転がり軸受用の玉)で定める精度がグレード五以下の玉を除く。)

イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であつて、日本工業規格B一五一四―一号(転がり軸受―軸受の公差―第一部:ラジアル軸受)で定める精度が四級以上のものうち、内外輪及び国際規格ISO五五九三で定める転動体がモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ [略]

二 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制御装置を取り付けることができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するもの及び光学仕上げ工作機械を除く。)

イ [略]

ロ フライス削りをするのできる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) [略]

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1〜3 [略]

4|| パラレルメカニズムのもの

(三)・(四) [略]

ハ〜ヘ [略]

三十一 [略]

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサブ
アイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及
びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次
のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロ
コントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、
アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機
能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは解析
することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、
信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フ
ィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積
回路（ハからチまでのいずれか、ル若しくはヲに該当する
貨物であるかどうかの判断をすることができるとは輸出
出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該
当する貨物に使用するように設計したものであるかどうか
の判断をすることができるとは除く。以下この条におい
て同じ。）、FFTプロセッサ、プログラムを電氣的に消
去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモ
リーを含む。）、スタティック式のラム又は磁気抵抗メモ
リーであつて、次のいずれかに該当するもの（民生用の自
動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）

(一) ～ (三) 「略」

ハ・ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変
換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに
該当するものを除く。）

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のい

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロ
コントローラ、プログラムを電氣的に消去することができる
プログラマブルロム（フラッシュメモリを含む。）、
スタティック式のラム、化合物半導体を用いた記憶素子用
のもの、アナログデジタル変換用のもの、デジタルアナロ
グ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しく
は光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイ
ス、カスタム集積回路（ハからチまでのいずれか、ル若し
くはヲに該当する貨物であるかどうかの判断をすることが
できるとは輸出出令別表第一の五から一五までの項の中
欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したも
のであるかどうかの判断をすることができるとは除く。
以下この条において同じ。）又はFFTプロセッサであつ
て、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄
道車両に使用する集積回路を除く。）

(一) ～ (三) 「略」

ハ・ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変
換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のい

ずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、出力速度が一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、出力速度が六〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであつて、出力速度が四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4・5 [略]

(二) [略]

へ [略]

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの(ワに該当するものを除く)。

(一)・(二) [略]

チ・ヲ [略]

ワ 次の全てに該当するもの

(一) アナログデジタル変換機能を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、入力速度が一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、入力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のもので

ずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、出力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、出力速度が五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであつて、出力速度が二〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4・5 [略]

(二) [略]

へ [略]

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) [略]

チ・ヲ [略]

〔新設〕

あつて、入力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

4 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであつて、入力速度が四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

5 分解能が一六ビット以上のものであつて、入力速度が一八〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 デジタル化されたデータを記録するもの

2 デジタル化されたデータを処理するもの

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 真空電子デバイス(クライストロン、進行波管及びこれらから派生したものを含む。以下ロにおいて同じ。)であつて、次のいずれかに該当するもの(四)に該当するものを除く。)

(一) 進行波真空電子デバイスであつて、次のいずれかに該当するもの

1 3 [略]

4 ヘリックス形のもの、折返し導波管形のもの又は蛇行導波管回路形のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 3 [略]

四 グリッド式電子銃を有するもの

5 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセント以上のものであつて、次のいずれかを有するもの

一 環状電子ビーム

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電子管であつて、次の(一)又は(二)に該当するもの(三)に該当するものを除く。)

(一) 進行波管であつて、次のいずれかに該当するもの

1 3 [略]

4 ヘリックス形のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 3 [略]

[新設]

[新設]

二 非軸対称電子ビーム
三 複数電子ビーム

(二) クロスフィールド増幅真空電子デバイスであつて、その利得が一七デシベルを超えるもの

(三) デュアルモードで操作可能なもの

(四) 〔略〕

ロ 真空電子デバイスに使用するように設計した熱電子陰極であつて、定格動作状態での放射電流密度が五アンペア毎平方センチメートルを超えるもの又は定格動作状態でのパルス放射電流密度が一〇アンペア毎平方センチメートルを超えるもの

ハ モノリシックマイクロ波集積回路増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの（カに該当する集積化された移相器を有するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）

(一) ～ (八) 〔略〕

ニ 〔略〕

ホ マイクロ波用固体増幅器（ハに該当するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュール（カに該当する送受信モジュール及び送信モジュールを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (五) 〔略〕

〔削る〕

(二) クロスフィールド増幅管であつて、その利得が一七デシベルを超えるもの

〔新設〕

(三) 〔略〕

ロ 電子管に使用するように設計した含浸形陰極であつて、定格動作状態での連続放射電流密度が五アンペア毎平方センチメートルを超えるもの

ハ マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (八) 〔略〕

ニ 〔略〕

ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用固体増幅器を含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに該当するもの（マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器を除く。）

(一) ～ (五) 〔略〕

(六) 動作周波数が二・七ギガヘルツを超えるものであつて、次の1から3までの全てに該当するもの

1 1 ワットで表したピーク飽和出力値にギガヘルツで表した最大動作周波数の二乗を乗じた値が四〇〇を超えるもの

へくり 「略」

ヌ イに該当する真空電子デバイスを内蔵するマイクロ波用電力増幅器であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するように設計したものを除く。)

(一)・(二) 「略」

ル マイクロ波用電力モジュールであつて、進行波真空電子デバイス、モノリシックマイクロ波集積回路及び電源を有するものうち、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの

(一)・(二)・(三) 「略」

ヲ 「略」

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換えの所要時間が一四三ピコ秒未満のもの

(二) 四・八ギガヘルツ超三・一・八ギガヘルツ以下の合
成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるい
れかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未
満のもの

(三) 削除

2 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセン
ト以上のもの

3 アレー状に配列された増幅器又は組立品、モジュ
ールの垂直に隣り合った距離をセンチメートルで表
した値にギガヘルツで表した最小動作周波数を乗じ
た値が一五以下のもの

へくり 「略」

ヌ イに該当する電子管を内蔵するマイクロ波用電力増幅器であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するように設計したものを除く。)

(一)・(二) 「略」

ル マイクロ波用電力モジュールであつて、進行波管、マイクロ波用モノリシック集積回路及び電源を有するものうち、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一)・(二)・(三) 「略」

ヲ 「略」

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換えの所要時間が一五六ピコ秒未満のもの

(二) 四・八ギガヘルツ超一・〇・六ギガヘルツ以下の合
成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるい
れかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未
満のもの

(三) 一・〇・六ギガヘルツ超三・一・八ギガヘルツ以下の

(四) 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) 三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(六) 削除

(七) 「略」

カ 送受信モジュール、送受信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール及び送信用モノリシックマイクロ波集積回路であつて、動作周波数が二・七ギガヘルツを超えるものうち、次の全てに該当するもの

(一) いずれかのチャネルにおいて、ワットで表したピーク飽和出力値が五〇五・六二をギガヘルツで表した最大動作周波数の二乗で除した値を超えるもの

(二) いずれかのチャネルにおいて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセント以上のもの

(三) 平面のいずれかの辺の長さをセンチメートルで表した値が、送信又は送受信チャネル数と一五の積をギガヘルツで表した最小動作周波数で除した値以下のもの

合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒未満のもの

(四) 三一・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) 四三・五ギガヘルツ超五六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(六) 五六ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

(七) 「略」
〔新設〕

(四) チャンネル毎に電子的に位相シフトできるもの

三〇七の二 「略」

八 回転入力型のアブソリュートエンコーダであつて、角度の変換誤差の絶対値が一秒以下のもの及び当該エンコーダ用に設計されたリング、ディスク又はスケール

八の二〇九 「略」

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタルタイザ、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ 「略」

ロ 次のいずれかの機能を持つもの

(一) ・ (二) 「略」

(三) デジタル化されたデータを処理するもの

十一 「略」

十二 スペクトラムアナライザであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ 「略」

ニ 次の (一) 及び (二) に該当するもの

(一) 「略」

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 一五マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

三〇七の二 「略」

八 回転入力型のアブソリュートエンコーダであつて、角度の変換誤差の絶対値が一秒以下のもの

八の二〇九 「略」

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタルタイザ、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ 「略」

ロ 次のいずれかの機能を持つもの

(一) ・ (二) 「略」

(三) デジタル化されたデータを解析するもの

十一 「略」

十二 スペクトラムアナライザであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ハ 「略」

ニ 次の (一) 及び (二) に該当するもの

(一) 「略」

(二) 一五マイクロ秒以下の長さの信号を、ギャップ又は窓効果による全振幅からの減衰が三デシベル未満で、一〇〇パーセントの確率で検出するもの

に限る。)

ロ 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ若しくは迂回させるものであって、暗号解析を行うように設計したもの(リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行するように設計し、又は改造したものを含む。)

十二 第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能(第二十一条第一項第七号、第八号の二又は第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。)を評価し、若しくは検証するための測定装置

「削る」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様

は副次的暗号装置を除く。)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

十一 削除

十二 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム(市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。)又はその部分品(盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。)

十三 第九号から第十号まで又は前号のいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から第十号まで又は前号のいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能(第二十一条第一項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有する機能を含む。)を評価し、若しくは検証するための測定装置

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九の二 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) 〇(五) 「略」

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

2 「略」

(七) 「略」

(八) 一、五五五ナノメートル超一、八五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

(九) 一、八五〇ナノメートル超二、一〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

2 多重横モードで発振するものであつて、定格出力が一〇〇ワットを超えるもの

(十) 一、一〇〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九の二 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) 〇(五) 「略」

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、定格出力が二〇〇ワットを超えるもの

2 「略」

(七) 「略」

(八) 一、五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

〔新設〕

〔新設〕

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(二) ～ (七) 「略」

(八) 一、五五五ナノメートル超一、八五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1・2 「略」

(九) 一、八五〇ナノメートル超二、一〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超えるもの

二 平均出力が一ワットを超えるもの

2 多重横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一〇キロワットを超えるもの

二 平均出力が一二〇ワットを超えるもの

(十) 一、一〇〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 一 パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超える

ロ 波長可変レーザー発振器以外のパルスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(二) ～ (七) 「略」

(八) 一、五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1・2 「略」

「新設」

「新設」

もの

2 平均出力が一ワットを超えるもの

ハ〜ヘ 「略」

十の二〜十六 「略」

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置（姿勢方位基
準装置、ジャイロコンパス、慣性計測装置及び慣性基準装置
を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（本邦又
は別表第二に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機
用であることを証明したものを除く。）

イ〜ニ 「略」

四〜九 「略」

第十一条 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕
様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜十八 「略」

十九 ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる部分品で
あつて粉末冶金によつて製造されるもののうち極限引張強さ
の六〇パーセント以上の応力を加えた状態で六〇〇度以上の
温度で使用することができるものを製造するための工具（粉
体を製造するための工具を除く。）

二十 「略」

ハ〜ヘ 「略」

十の二〜十六 「略」

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置であつて、次
のいずれかに該当するもの（本邦又は別表第二に掲げる地域
のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明した
ものを除く。）

イ〜ニ 「略」

四〜九 「略」

第十一条 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕
様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〜十八 「略」

十九 ガスタービンエンジンの回転部分に用いられる部分品で
あつて粉末冶金によつて製造されるもののうち極限引張強さ
の六〇パーセント以上の応力を加えた状態で六〇〇度以上の
温度で使用することができるものを製造するための工具

二十 「略」

第十三条・第十四条 「略」

(外国為替令別表関係)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 第一条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロからへまで、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ(一)若しくは(三)、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三〇九 「略」

2 「略」

第十五条の二・十五条の三 「略」

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〇十一 「略」

十二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができ、きるロケット又は無人航空機を使用するために設計したプログラム(無人航空機を使用するために設計したプログラムに

第十三条・第十四条 「略」

(外国為替令別表関係)

第十五条 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の二の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 第一条第八号ロ、第十一号、第十七号、第十八号ロ若しくはハ、第十九号、第二十号、第二十一号イ若しくはロ(一)若しくは(三)、第三十四号若しくは第三十五号のいずれかに該当する貨物を使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

三〇九 「略」

2 「略」

第十五条の二・十五条の三 「略」

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〇十一 「略」

十二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができ、きるロケットを使用するために設計したプログラムであって、二つ以上の貨物(第三条第二号イに該当するものに限る。

第十九条 「略」

2 5 4 「略」

5 外為令別表の七の項(五)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 4 「略」

5 動作周波数が三・一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイスの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

第二十条 「略」

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

四 「略」

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるもの

第十九条 「略」

2 5 4 「略」

5 外為令別表の七の項(五)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 5 4 「略」

5 動作周波数が三・一・八ギガヘルツ以上の電子管の設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

第二十条 「略」

2 外為令別表の八の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

三 加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

四 「略」

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が六・〇実効テラ演算超一二・五実効テラ演算以下になる

いずれかに該当するもの

イ〜ニ 「略」

ホ イからニまで、ト又はチのいずれかに該当する技術を用いたアクティブ飛行制御装置のために設計したCADプログラム

へ〜チ 「略」

四・五 「略」

第二十四条 「略」

第二十五条 「略」

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヘ 「略」

ト 次の(一)及び(二)に該当するプログラム

(一) 航空機用ガスタービンエンジンの空気の熱的状态、
空気力学的状態又は燃焼状態を予測するように設計されたもの

(二) 実際の航空機用ガスタービンエンジンの性能データに基づき、空気の熱的状态、空気力学的状態又は燃焼状態を理論的にモデル予想するもの

四・五 「略」

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに

いずれかに該当するもの

イ〜ニ 「略」

ホ イからニまでのいずれかに該当する技術を用いたアクティブ飛行制御装置のために設計したCADプログラム

へ〜チ 「略」

四・五 「略」

第二十四条 「略」

第二十五条 「略」

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヘ 「略」

ト 次の(一)及び(二)に該当するプログラム

(一) 航空機用ガスタービンエンジンの空熱力、航空力
又は燃焼状態を予測するように設計されたもの

(二) 実際の航空機用ガスタービンエンジンの性能データに基づき、空熱力、航空力又は燃焼状態を理論的にモデル予想するもの

四・五 「略」

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに

<p>該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの （一） 熱遮蔽ライナーであつて、燃焼器出口温度が一、六一〇度を超えるもの （二）～（四） [略] ロ～ヲ [略] 三・四 [略] 4・5 [略]</p> <p>第二十六条～第二十八条 [略]</p>	<p>該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの （一） 熱遮断ライナーであつて、燃焼器出口温度が一、六一〇度を超えるもの （二）～（四） [略] ロ～ヲ [略] 三・四 [略] 4・5 [略]</p> <p>第二十六条～第二十八条 [略]</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年一月二十二日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。